

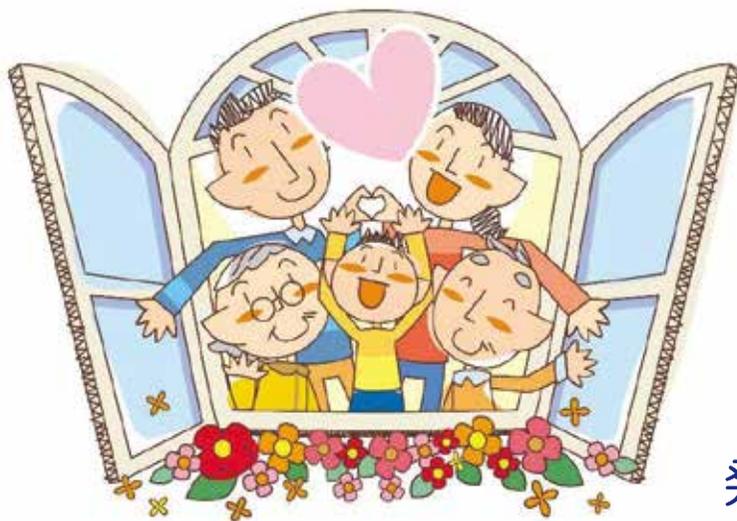


地域を元気にするサポーター！



福祉委員 ガイドブック

2021. 4



発行：総社市福祉委員協議会





目次

◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
①地域は、日々変化しています！・・・・・・・・	2
②住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・・・・・・	3
③地域福祉を支える5つの力・・・・・・・・	4
④福祉委員とは？・・・・・・・・	5
⑤福祉委員の活動（役割編）・・・・・・・・	6
⑥福祉委員の活動（事例編1）・・・・・・・・	7
⑦福祉委員の活動（事例編2）・・・・・・・・	8
⑧地域で、このような方見かけませんか？・・・・・・・・	9
⑨活動のポイント・・・・・・・・	11
⑩プライバシーの保護・・・・・・・・	12
⑪地区福祉委員会（ひとりで抱え込まないで！）・・・・	13
⑫地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会・・・・・・・・	14
⑬民生委員・児童委員との連携・・・・・・・・	15

（参考）

◇社会福祉協議会とは？（略して社協）・・・・・・・・	16
◇生活支援に関する情報（例）・・・・・・・・	18
◇社協の主な事業・・・・・・・・	19
◇福祉用語の解説（用語の手引き）・・・・・・・・	20





福祉用語の解説(用語の手引き)

(50音順)



<その他>

◆社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的としている法律です。

◆生活困窮者自立支援法

働きたくても働けない、住むところがない、など生活全般にわたる困りごとへの支援を行っていく制度。

総社市では、市から社会福祉協議会が受託し、「生活困窮支援センター」を設置しています。

◆専門機関

福祉・保健・医療の機関のこと。福祉分野は、行政・福祉施設・社協などをいい、保健分野は、保健センター・保健所。医療分野は、病院といった機関のことをいいます。

◆当事者

福祉分野においては、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者などを示します。

また、共通の問題を集約し、当事者自らが福祉活動の担い手として行動する集団を「当事者組織」といいます。

◆ニーズ

「必要なもの」「欠けているもの」「差し迫った事態」などと訳され、『福祉ニーズ』という場合、社会生活・福祉面において充足されるべきことという意味で使われています。

◆NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。

株式会社等の営利企業とは違い「利益の追求ではなく、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体」のことです。

◆QOL

Quality of Lifeの略で、生活の質の向上の理念を意味しています。単なるサービスの提供だけでなく、その人の心の豊かさへの支援が必要。“支援している人の表情を明るくしたい！” “生きる気力を支援する” ことなどです。



地域を元気にするサポーター！

福祉委員 ガイドブック



(事務局)

社会福祉法人 **総社市社会福祉協議会**

〒719-1131

総社市中央一丁目1番3号 総社市総合福祉センター内

TEL 0866 (92) 8552 FAX 0866 (94) 0089

e-mail : chiiki@sojasyakyo.or.jp

このガイドブックは、福祉委員のみなさまの活動を基に作成しました。